

せたな町森林整備計画

計画期間（ 自 令和 7年 4月 1日 ）
至 令和17年 3月31日

せたな町

目 次

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	1
1	森林整備の現状と課題	
2	森林整備の基本方針	
(1)	地域の目指すべき森林資源の姿	
(2)	森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策	
3	森林施業の合理化に関する基本方針	
II	森林の整備に関する事項	
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く。)	4
1	樹種別の立木の標準伐期齢	
2	立木の伐採(主伐)の標準的な方法	
3	その他必要な事項	
第2	造林に関する事項	6
1	人工造林に関する事項	
(1)	人工造林の対象樹種	
(2)	人工造林の標準的な方法	
(3)	伐採跡地の人工造林をすべき期間	
2	天然更新に関する事項	
(1)	天然更新の対象樹種	
(2)	天然更新の標準的な方法	
(3)	伐採跡地の天然更新をすべき期間	
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	
(1)	植栽によらなければ的確に更新が困難な森林の基準	
(2)	植栽によらなければ的確な更新が困難な森林の所在	
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林すべき旨の命令の基準	
(1)	造林の対象樹種	
(2)	生育し得る最大の立木の本数	
5	その他必要な事項	
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法 その他間伐及び保育の基準	9
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	
2	保育の種類別の標準的な方法	
(1)	下刈	
(2)	除伐	
(3)	つる伐り	
3	その他必要な事項	
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	11
1	公益的機能別施業森林等の区域及び当該区域内における施業の方法	
(1)	水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林(水源涵養林)	
(2)	土地の関する災害の防止及び土壌の保全機能、快適な環境の形成すべき森林その他 水源涵養機能維持林以外の森林	
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び 当該区域内における施業の方法	
(1)	区域の設定	
(2)	森林施業の方法	
3	その他必要な事項	
1	水資源保全ゾーン	
2	生物多様性ゾーン(水辺林タイプ)	
3	生物多様性ゾーン(保護地域タイプ)	
4	施業実施協定の締結の促進方法	
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	15
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	16
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	

3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	17
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	
	(1) 路網密度の水準	
	(2) 作業システムに関する基本的な考え方	
2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	
3	作業路網の整備に関する事項	
	(1) 基幹路網に関する事項	
	(2) 細部路網に関する事項	
	(3) 基幹路網の維持管理に関する事項	
第8	その他必要な事項	19
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	
	(1) 人材の育成・確保	
	(2) 林業事業体の経営体質強化	
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	
III	森林の保護に関する事項	20
第1	鳥獣害の防止に関する事項	
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	
	(1) 区域の設定	
	(2) 鳥獣害の防止の方法	
2	その他必要な事項	
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	21
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法	
	(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方法	
	(2) その他	
2	鳥獣害対策の方法(第1に掲げる事項を除く。)	
3	林野火災の予防の方法	
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	
5	その他必要な事項	
	(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林	
	(2) その他	
IV	森林の保健機能の増進に関する事項	22
1	保健機能森林の区域	
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	
	(1) 森林保健施設の整備	
	(2) 立木の期待平均樹高	
4	その他必要な事項	
V	その他森林の整備のために必要な事項	24
1	森林経営計画の作成に関する事項	
	(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項	
	(2) 森林法施行規則第33条第1項口の規定に基づく区域	
2	生活環境の整備に関する事項	
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	
4	森林の総合利用の推進に関する事項	
5	「ゼロカーボン北海道」実現に向けた檜山地域の独自の取組について	
6	住民参加による森林の整備に関する事項	
	(1) 地域住民参加による取組に関する事項	
	(2) 上下流連携による取組に関する事項	
7	その他必要な事項	
別表1	公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域	
別表2	公益的機能別施業森林における森林施業の方法	
別表3	植栽によらなければ的確な更新が困難な森林の区域	

市 町 村 位 置 図



(凡 例)	
民有林界	
国有林界	
市町村界	
山岳（狩場山）	△1
山岳（遊楽部岳）	△2

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本町は、檜山管内の北端部に位置し、西は日本海に面し北は道南の最高峰狩場山を中心とする狩場茂津多道立自然公園で島牧村に、南は遊楽部岳の険しい山岳地帯であり檜山道立自然公園で八雲町に、東は今金町に隣接し、町の中央に東西に清流日本一となった後志利別川が流れています。

本町の総面積は63,867ヘクタールで、森林面積が50,507ヘクタールと総面積の79パーセントを占める森林に恵まれた地域です。

民有林面積は13,250ヘクタールで、その内訳は町有林2,630ヘクタール、その他の一般民有林10,620ヘクタールとなっています。

カラマツ・トドマツ・スギを主体とした人工林の面積は、5,342ヘクタールで人工林率40パーセントと全道平均より高く、年齢構成では35年生以下の若い林分が2,523ヘクタールで今後保育、間伐を適正に実施していくことが重要であり、適切な施業を可能とするため、森林所有者の意向調査等を基に森林施業の共同化と合理化を進め、更に林業事業体の体質強化など森林整備の推進に向けた取組みを行います。

また、本町の森林は、地域住民の生活に密着した里山から、林業生産活動が積極的に実施されるべき人工林帯、広葉樹が林立する天然性の樹林帯まで多様性に富んだ林分構成となっており、地球温暖化の防止や、山から川及び海へと深いつながりを住民が意識しつつ、適切な森林の整備及び保全を図るとともに、環境に優しい素材である木材の有効活用の観点から、計画的な伐採を推進します。

また、平成30年度は、渡島檜山管内の民有林において、「はこだて森林認証推進協議会」による森林認証（SGEC）取得に向けた活動が行われ、本町においても、町有林を含めた一般民有林8,004ヘクタールにおいて、森林認証（FM）を取得し、併せて町内の1林業事業体もCO2認証を取得しました。今後は地域材のブランド化に向けて、認証材の利活用についての取組を行っていく必要があります。

2 森林整備の基本方針

（1）地域の目指すべき森林資源の姿

森林を地域の特性、森林資源の状況並びに森林に関する自然的条件及び社会的要請を総合的に勘案し、それぞれの森林が特に発揮することを期待されている機能に応じて、森林有する公益的機能の維持増進を図るべき森林としての公益的機能別施業森林と、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下「木材等生産林」という。）の区域を設定するとともに、公益的機能別施業森林については、水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林について「水源涵養林」、土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能増進を図るための森林施業を推進すべき森林について「山地災害防止林」、快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林について「生活環境保全林」、及び保健文化の機能の維持を図るための森林施業を推進すべき森林について「保健・文化機能等維持林」の区域（以下「森林の区域」という。）を設定します。

さらに、「水源涵養林」においては、水道取水施設上流部に設置し、水資源の安定供給のために特に保全が求められる森林について「水資源保全ゾーン」、また、「保健・文化機能等維持林」においては、河川や湖沼周辺に位置し生物多様性保全機能の発揮のために特に保全が求められる森林について「生物多様性ゾーン（水辺林タイプ）」及び貴重な森林生態系を維持し特に保全が求められる森林について「生物多様性ゾーン（保護地域タイプ）」を、「木材等生産林」においては、森林資源の保続に配慮しつつ、多様な木材需要に応じた持続的、安定的な木材生産を可能とするため、伐採後に原則、植栽による更新を行う森林について「特に効率的な施業が可能な森林」をそれぞれの区域の中で重ねて設定します。

（2）森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の整備及び保全にあたっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により、健全な森林資源の維持造成を推進します。また、近年の森林に対する道民の要請を踏まえ、流域治水とも連携した国土強靱化対策を推進するとともに、地域の実情に応じた花粉発生源への対策を進めます。加えて、航空レーザー測量等のリモートセンシングによる高精度な森林資源情報や詳細な地形情報の整備により、現地調査の省力化や適切な伐採区域の設定、林道等の路網整備の効率化、崩壊リスクが高い箇所における効率的な治山施設の配置等を推進することとします。あわせて、シカ等による森林被害も含めた森林の状況を的確に把握するための森林資源のモニタリングの継続的な実施や森林GISの効果的な活用を図ることとし、森林の区域に応じた望ましい森林の姿へ誘導するため、育成単層林における適確な更新や

保育及び間伐の積極的な推進、広葉樹林化・針広混交林化を含め、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の計画的な整備、天然生林の的確な保全及び管理等に加え、保安林制度の適切な運用、山地災害や野生鳥獣被害等の防止対策の推進等により、重視すべき機能に応じた多様な森林の整備及び保全を図ることとします。森林の区域ごとの望ましい森林の姿並びに森林の整備及び保全の基本方針は次表のとおりとします。

【森林の区域と森林の整備及び保全の基本方針】

公益的機能別施業森林

重視すべき機能	森林の区分	望ましい森林の姿	森林の整備及び保全の基本方針
水源涵養機能 かん	水源涵養林 かん	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林。	良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を行うとともに、伐採に伴う裸地面積の縮小及び分散を図る施業を推進する。
	水資源保全ゾーン	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林で、多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。	良質な水の安定供給を特に確保する観点から、伐採に伴う裸地面積の縮小及び分散、植栽による機能の早期回復並びに濁水発生回避を図る施業を推進する。
山地災害防止機能／土壌保全機能	山地災害防止林	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設等が整備されている森林。	災害に強い地域環境を形成するために、地形、地質等の条件を考慮した上で、高齢級や天然力を活用した複層状態の森林への誘導、伐採に伴う裸地面積の縮小及び裸地化の回避を図ることとする。 また、保安林の指定及びその適切な管理を推進し、併せて、溪岸の浸食や山地の崩壊を防止する必要がある場合には、谷止めや土留等の施設の設置を推進する。
快適環境形成機能	生活環境保全林	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど、遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林。	地域の快適な生活環境を保全する観点から、風、騒音等の防備や大気浄化のための有効な森林の構成の維持を基本とし、生活環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理及び防風・防潮や景観の創出等生活環境の保全等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進する。
保健・レクリエーション機能 文化機能 生物多様性保全機能	保健・文化機能等維持林	原生的な森林生態系、希少な生物が生息・生育する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生息・生育する森林、身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林、史跡・名勝や天然記念物等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて保健・文化・教育活動に適した施設が整備されている森林。 原生的な森林生態系、希少な生物が生息・生育する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生息・生育する森林。	生物多様性の保全や保健、レクリエーション利用や文化活動、生物多様性の保全を進める観点から、森林の構成を維持して樹種の多様性を増進することを基本とし、それぞれの森林が求められる機能やあり方に応じ、保護及び適切な利用の組み合わせに留意して、適切な保育・間伐等や広葉樹の導入を図る施業を推進する。 保健・風致の保存等のための保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、住民等にとって憩いと学びの場として期待される森林にあっては、立地条件や道民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。また、史跡、名勝や天然記念物など一体となって潤いある自然景観や歴史的風致の創出を期待される森林にあっては、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。
	生物多様性ゾーン		
	水辺林タイプ	日射遮断、隠れ場形成など野生生物の生息・生育に適した森林や、周辺からの土砂・濁水等の流入制御等に寄与している森林で、針広混交林などの多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。	水辺における生物多様性保全の観点から、森林の保全に配慮した施業を推進するとともに、濁水発生回避を図る施業を推進する。
	保護地域タイプ	原生的な森林生態系を構成し、希少な生物の生息・生育に適した森林で、針広混交林などの多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。	希少な野生生物の生息・生育地確保の観点から、原生的な森林の保全や希少種の保全に配慮した施業を推進するとともに、野生生物のための回廊の確保にも配慮した生態系として重要な森林の適切な保全を推進する。

公益的機能別施業森林以外の森林

重視すべき機能	森林の区域	望ましい森林の姿	森林の整備及び保全の基本方針
木材等 生産機能	木材等生産林	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。	木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。また、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備についても併せて推進する。
	特に効率的な森林施業が可能な森林	特に林木の生育に適した土壌のほか、傾斜が緩やかであるなどの自然条件を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。	特に木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。また、区域設定した人工林にあっては、主伐後は原則、植栽による確実な更新を行うとともに、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進する。

その他必要な事項

- (1) 長伐期施業や複層林施業による多様な森林への誘導や皆伐に伴う裸地面積の縮小及び分散を図るよう努めることとします。
- (2) 森林の有する公益的機能が重視される森林で風害の受けやすい地域においては、風害に強い多様な樹種・樹冠層により形成される森林へ誘導するため、人工造林や天然更新（地表処理等）を適切に組み合わせ、樹種や林齢の異なる林分構造とすることを基本とします。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

小規模の森林所有形態や林業従事者の高齢化に対応するため、森林所有者、森林組合及び国有林等の関係者の合意形成を図りながら、森林施業の共同化、林業従事者の養成及び確保、道産材の流通・加工体制の整備等について、計画的かつ総合的に推進するものとします。

成木の樹高程度の幅を確保します。

また、伐採作業に伴う林業機械の走行等に必要な集材路の作設等に当たっては、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認した上で配置の計画や施工等を行い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えることとします。

伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することとします。

- (3) 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うこととします。特に伐採後の更新を天然更新とする場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実、飛散状況等を勘案して行うこととします。なお、劣悪な自然条件により更新を確保するため伐採の方法を特定する必要がある森林では、択伐等適確な更新に配慮した伐採方法とします。
- (4) 複層林施業の主伐に当たっては、上層木の樹冠層を保全させることに特に留意し、自然的条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行うこととし、下層木の発芽や育成に配慮するために十分な光が当たるよう、適切な伐採率及び繰り返し期間により行うものとします。
- (5) 効率的な施業を実施するための帯状や群状等、まとまりを持った伐採を行う場合は、適切な伐採区域の形状、伐採面積の縮小、伐採箇所の分散等に配慮するものとします。
伐採後に人工造林を行う場合は、森林生産力の増進が図られる適正な林分構造に誘導するため、伐採率はおおむね30～50%を目安とします。
- (6) 天然更新を前提とする場合は、現地の自然条件や更新を期待する樹種の特性などを勘案し、伐採率はおおむね50%以内を目安とし、母樹の保存、種子の結実や飛散状況、天然稚樹の生育状況等を勘案するものとします。

3 その他必要な事項

- (1) 適切な人工林資源の循環利用を維持するため、高齢級間伐等も取り入れた長伐期施業に取り組み、資源の平準化を図ることとします。
- (2) 林地の保全、雪崩及び落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、溪流周辺等の生物多様性の保全などのために必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとします。
- (3) 次の地域は、林地崩壊、生態系の攪乱などにつながるおそれがあり、また、伐採後の更新が困難となることから、皆伐を行わないよう努めるものとします。
 - a 健全な更新が困難な湿地・風衝地・岩石地等
 - b 土砂の流出や崩壊が発生するおそれがある急傾斜地・石礫地・沢沿い等
 - c 野生生物の生息・生育の場の提供、水質浄化、土砂や濁水の流入制御等の機能を持つ河川や湖沼周辺の水辺林等
- (4) 伐採作業等に伴う立木への損傷は、将来的に腐朽菌被害の発生につながるおそれが高いことから、伐採等に当たっては、必要に応じて保護板（あて木）を設置するほか、機械の林内走行の範囲を森林作業道・集材路に限定するなどにより、伐採しない立木への損傷をできる限り減らす作業に努めるものとします。
- (5) 伐採等の実施に当たっては、降雨等による土砂や汚濁水流出防止に努めるとともに、伐採作業の途中であっても大雨が予想される場合等は、必要に応じて集材路等に排水路を作設するなど、浸食防止に努めるものとします。
また、特に河川周辺で造林を実施する場合は、増水時に枝条や残材等が流出して流木被害の一要因とならないよう、十分に留意するものとします。
- (6) ブナやヒノキアスナロ（ヒバ）など温帯性の樹木が形成する特色ある森林景観や、クマゲラなどの野生生物の生息・生育環境の保存に配慮するものとします。
- (7) 集材路とは、立木の伐採、搬出等のために林業機械等が一時的に走行することを目的として作設される仮施設をいい、規格は森林作業道と同等かそれ以下とします。土場とは、集材路を使用して木材等を搬出するため、木材等を一時的に集積し、積込みの作業等を行う場所をいい、集材路・土場は、使用後は原則植栽等により植生の回復を促します。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

Iの2の森林整備の基本的な事項を踏まえ、適切な森林整備方法により、人工造林をすることとします。

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種は、気候、地形、土壌等の自然条件への適応、それぞれの樹種の特質、既往の成林状況など適地適木を基本として、地域における造林種苗の需給動向及び木材利用状況、花粉発生源対策等を勘案し、選定するものとします。

また、多様な森林の整備を図る観点から、広葉樹や郷土樹種を含め、幅広く樹種を検討するものとします。特に河畔沿いについては、河川の水質浄化や落葉等による有機物の供給などが期待できることから、積極的に広葉樹を選定するものとします。

なお、山腹崩壊の危険性が高い急傾斜地や沢沿いについては、カツラやミズナラ等の深根性で根系の支持力が大きい樹種の植栽に考慮するものとします。

育成複層林へ誘導する林分については、樹種の耐陰性や既往の成林状況、自然条件等を勘案し、造林樹種を選定するものとします。

区 分	樹 種 名
人工造林の対象樹種	スギ、カラマツ（グイマツとの交配種を含む）、トドマツ、エゾマツ、アカエゾマツ、グイマツ、カツラ、ヤチダモ、ハンノキ、カンバ類、ドロノキ、ミズナラ、その他郷土樹種

「なお、その他郷土樹種及び定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員と相談の上、適切な樹種を選定することに努めるものとします。」

(2) 人工造林の標準的な方法

(ア) 育成単層林を導入又は維持する森林

a 寒風害等の気象害及び病虫害等に考慮し、保護木・保護樹帯の配置、同一樹種の大面積造林の回避など、多様な森林の整備に配慮して行うこととし、適確な更新により裸地状態を早急に解消するため、気候、地形、地質、土壌等の自然的条件に適合した樹種を早期に植栽することとします。特に、水源涵養林、山地災害防止林にあつては、林地の安定化を目的とした無立木地への植栽を積極的に行うこととします。

b 効率的な施業実施の観点から、技術的合理性に基づき、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業についても努めることとします。

c 地拵えは、それぞれの地域の自然条件、植生及び過去の野ねずみ被害の状況等を考慮したうえで、全刈り又は筋刈りにより行うこととします。

なお、土砂の流出が懸念される急傾斜地等の場合は、全刈りを避け、刈払いの方向や枝条等の置き場に十分に留意することとします。

d 植栽時期は春又は秋植えとしますが、乾燥時期を避け、必要に応じて植え穴を大きくして植え付けるなど、その後の苗木の活着と成長が十分図られるように行うこととします。

e コンテナ苗は、裸苗に比べ植栽が可能となる期間が長いことから、必ずしも第2の1の(2)の(ア)のdの時期によらないものとしますが、自然・立地条件等を十分に考慮し、確実な成林が期待できるよう植え付け時期の配慮に努めることとします。

f 植栽本数は、次表の主要樹種の植栽本数を基礎として、既往の植栽本数及び個々の樹種特性を勘案して仕立ての方法別に定めることとし、多様な森林の整備を図る観点から、様々な施業体系や生産目標を想定した植栽本数について検討することとします。

植栽本数の検討にあたっては、周囲の人工林の生育状況、気象災害の発生状況等を勘案し、森林の有する多面的機能の高度発揮や植栽コストの低減を図ることを目的に、次表に関わらず、本数の低減についても併せて検討することとします。特に、初期成長が早く、通直性や耐鼠性が向上したグイマツ雑種F1等を植栽する場合は、植栽本数の低減に努めることとします。植栽本数の低減にあたっては、将来の保育コストを抑える観点から、高性能林業機械の導入を見据えた植栽設計を検討することとします。

また、周囲に樹冠が十分発達した母樹があり、天然更新も期待できる林分にあつては、天然更新木の積極的な活用を検討するものとします。

【植栽本数】

単位 本/ha

仕立ての方法	樹 種					
	カラムツ (クイナツとの 交配種を含 む)	トドマツ	ス ギ	アカエゾ マツ	その他針	広葉樹
密仕立て	2, 5 0 0	2, 5 0 0	3, 0 0 0	2, 5 0 0	2, 5 0 0	4, 0 0 0
中庸仕立て	2, 0 0 0	2, 0 0 0	2, 5 0 0	2, 0 0 0	2, 0 0 0	3, 0 0 0
疎仕立て	1, 5 0 0	1, 5 0 0	2, 0 0 0	1, 5 0 0	1, 5 0 0	2, 0 0 0

なお、定められた標準的な本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員と相談の上、適切な植栽本数を判断して行うように努めるものとします。

【植栽時期】

植栽時期	樹 種	植 栽 期 間
春 植	トドマツ、アカエゾマツ	4月初旬～6月下旬
	カラムツ、その他	4月初旬～6月下旬
秋 植	トドマツ、アカエゾマツ	9月上旬～11月下旬
	カラムツ、その他	9月下旬～11月下旬

(イ) 育成複層林を導入又は維持する森林

施業に当たっては、下層木の成長に必要な照度を常に確保するものとします。

植栽により更新を確保する場合は、上層木の枝下部への植栽を避けるものとし、植栽本数については、標準的な植栽本数に上層木の材積伐採率を乗じた本数以上を基本とするものとします。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

皆伐による伐採跡地については、林地の荒廃を防止し、裸地状態を早急に解消するため、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に人工造林を実施し、更新を図ることとします。

択伐による部分的な伐採跡地については、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に人工造林を実施し、更新を図ることとします。

2 天然更新に関する事項

天然更新は、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が見込まれる森林において行うこととします。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種は、ぼう芽更新ではイタヤカエデ、ハルニレ、ミズナラなどとし、天然下種更新ではカンバ類やドロノキ・ハンノキなどとし、

(2) 天然更新の標準的な方法

(ア) 天然更新の完了の判断基準

第2の2(3)に定める天然更新をすべき期間内に、天然に発生した稚幼樹の成立が確実に見込める樹高成長があり、かつ、周辺の植生の草丈に50cm程度の余裕高を加えた樹高となった高木性樹種(注1)の稚幼樹等(注2)が幼齢林(注3)では成立本数が立木度(注4)3以上、幼齢林以外の森林では林地面積(注5)に対する疎密度が30%以上となった状態をもって、更新完了とします。

また、ぼう芽更新の場合は、切り株から発生したぼう芽幹の生育が確実に見込める伸長があり、かつ、周辺の植生の草丈に50cm程度の余裕高を加えた樹高となった状態で、幼齢林では成立本数が立木度3以上、幼齢林以外の森林では林地面積に対する疎密度が30%以上とな

った状態をもって、更新完了とします。ただし、林地内で更新の状況が異なる場合は区画を分割し、それぞれの区画に対して判断を行うこととします。

天然更新をすべき期間内に完了の判断基準を満たさない場合は、天然更新補助作業又は植栽により更新を図ることとします。

また、更新の方法を変更して人工造林により更新を行う場合は、「人工造林の標準的な方法」において樹種ごとに定められた標準的な本数を植栽することとします。

なお、天然更新をすべき期間が満了した日における期待成立本数（注6）は次のとおりであり、天然更新の完了を確認する方法の詳細については、「天然更新完了基準書の制定について」（平成24年5月15日付け森林第111号森林計画課長通知）によるものとします。

（注1）「高木性樹種」とは、将来において樹冠上層部を形成する樹種で、かつ、樹高が10m以上になる樹種です。

（注2）「稚幼樹等」とは、稚幼樹のほか、保残木及びぼう芽を含みます。

（注3）「幼齢林」とは、伐採後おおむね15年生未満の森林をいいます。

（注4）「立木度」とは、幼齢林において、現在の林分の本数と当該林分の林齢に相当する期待成立本数（天然更新すべき本数の基準）との対比を十分率であらわしたもので、立木度3は期待成立本数の3割が更新した状態をいいます。

$$\text{立木度} = \text{現在の林分の本数} / \text{当該林分の期待成立本数}^{(\text{注6})} \times 100$$

（注5）「林地面積」とは、更新完了の判断を行う区域の面積です。

（注6）「天然更新をすべき期間が満了した日における期待成立本数」

【広葉樹】

階 層	期待成立本数
上層	300 本/ha
中層	3,300 本/ha
下層	10,000 本/ha

【針葉樹】

階 層	期待成立本数
上層（カラマツ）	300 本/ha
上層（その他の針葉樹）	600 本/ha

上層：母樹になりうる前生樹で、樹冠が大きく成長した壮齢林、老齢林（天然林の標準伐期齢）

中層：伐採後に更新したと考えられるもののうち、樹種特性上初期成長が早い樹種及び前生樹などで上層木より樹冠面積の小さいもの

下層：中層木よりも樹冠面積の小さいもの

（イ）天然更新補助作業の標準的な方法

天然下種により更新を確保する場合、ササや粗腐植の堆積等により更新が阻害されている箇所については、かき起こしや、枝条整理等を行うものとし、ササなどの競合植生により天然に発生した稚幼樹の生育が阻害されている箇所については、刈出し等を行うものとします。

また、ぼう芽により更新を確保する場合は、樹液の流動期（6～8月）を避けて伐採することとし、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ芽かき又は植込み等を行うものとします。

いずれの箇所も定期的に更新の状況等を確認し、必要に応じ補植等を行い更新を確保するものとします。

なお、かき起こしの実施にあたっては、林地の保全に十分留意するものとし、更新が不十分な箇所については、補植等を行って更新を確保するものとします。

（3）伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採跡地における林地の荒廃を防止する観点から、皆伐、択伐に関わらず原則として伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新を完了させることとします。

期間内に更新が完了しなかった場合は、速やかに更新を図る観点から、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して7年を経過する日までに天然更新補助作業又は植栽により更新を図ることとします。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

主伐後の適確な更新を図るため、次の森林については原則として植栽によらなければ適確な更新が困難な森林とし、植栽により更新を図ることとします。

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準及び区域は、自然条件や森林の有する機能の早期回復に対する地域住民等からの社会的要請などを勘案し、次のとおり定めます。

① 気候、地形、地質、土壌等の自然条件及び植生等により天然更新が期待できない森林

② 水源涵(かん)養機能の早期回復が特に求められる水資源保全ゾーンの森林

なお、天然更新が期待できない森林は、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲 100m 以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林を基本として定めます。また、対応し難い森林の早期回復に対する地域住民等からの社会的要請などを勘案するものとします。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の区域を別表3のとおり定めます。

なお、上記の森林において、主伐を行なった場合は、「伐採跡地の人工造林をすべき期間」の期間内に人工造林を行う必要があります。

また、次の箇所は、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の区域には含めないこととします。

① 保安林等の制限林内で施業方法が定められている森林

② 保健機能森林の区域内における森林保健施設の設置が見込まれる森林

③ 公益的機能別施業森林の区域で別途更新の方法が定められている森林

④ 湿地、風衝地、岩石地等で更新が著しく困難な森林

⑤ ぼう芽性の強い広葉樹で構成される人工林

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林すべき旨の命令の基準

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1 (1) による

イ 天然更新の場合

2 (1) による

(2) 生育し得る最大の立木の本数

2 (2) において記載している「伐採後5年を経過した林分における天然更新の対象樹種の期待成立本数」による

5 その他必要な事項

伐採跡地等が放置されないようにするため、森林組合等と連携して森林経営に意欲的な者に伐採跡地等の取得を促すなど林地流動化の取組を通じて、伐採跡地等の更新を確保します。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法 その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

ア 間伐は、林冠がうっ閉し、林木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採して行う伐採の方法であって、伐採後一定の期間内に林冠がうっ閉するよう行うこととします。

イ 間伐にあたっては、森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持され、根の発達が促されるよう、適切な伐採率により繰り返し行うこととします。特に、高齢級の森林における間伐に当たっては、立木の成長力に留意することとします。

なお、主要樹種ごとの標準的な間伐時期等の目安については、次表のとおりとします。

【主要樹種ごとの標準的な間伐の時期】

樹 種 (生産目標)	施 業 方 法	間伐の時期（林齢）					間 伐 の 方 法
		初回	2 回	3 回	4 回	5 回	
カラマツ 【グイマツ との交配 種を含む】 (一般材)	植 栽 本 数：2,000 本/ha 仕立て方法：中庸仕立て 主伐時の設定：450 本/ha	2 5	3 5	5 0	—	—	選木方法：定性及び列状 間伐率(材積率)：20～35% ・標準伐期齢未満の森林に おける間伐間隔：10 年 ・標準伐期齢以上の森林に おける間伐間隔：15 年
トドマツ (一般材)	植 栽 本 数：2,000 本/ha 仕立て方法：中庸仕立て 主伐時の設定：400 本/ha	1 7	2 4	3 0	3 8	—	選木方法：定性及び列状 間伐率(材積率)：20～35% ・標準伐期齢未満の森林に おける間伐間隔：7 年
ス ギ (一般材)	植 栽 本 数：2,500 本/ha 仕立て方法：中庸仕立て 主伐時の設定：600 本/ha	2 2	3 2	4 2	5 7	—	選木方法：定性及び列状 間伐率(材積率)：20～35% ・標準伐期齢未満の森林に おける間伐間隔：11 年
アカエゾマツ (一般材)	植 栽 本 数：2,000 本/ha 仕立て方法：中庸仕立て 主伐時の設定：400 本/ha	1 9	2 8	3 7	4 6	5 5	選木方法：定性及び列状 間伐率(材積率)：20～35% ・標準伐期齢未満の森林に おける間伐間隔：9 年

* 「カラマツ間伐施業指針」、「トドマツ人工林間伐の手引き」、「アカエゾマツ人工林施業の手引き（（地独）北海道立総合研究機構林業試験場発行）」などを参考とした。

* 植栽本数、主伐時の生産目標及び仕立て方法、主伐後の施業方針により、間伐時期が異なることに留意すること。

ウ 保育コストの低減を図る、労働災害の防止に資するため、緩傾斜地など機械による作業に適した条件にある森林については、高性能林業機械の導入や列状間伐を推進することとします。

2 保育の種類別の標準的な方法

(1) 下刈

下刈りは、植栽木の成長を阻害する草本植物等を除去し、植栽木の健全な育成を図るため、特に作業の省力化・効率化にも留意しつつ、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じて適切な時期及び作業方法により行うこととし、その終期は、植栽木の生育状況、植生の種類及び植生高により判断することとします。

(2) 除伐

除伐は、下刈りの終了後、林冠がうっ閉する前の森林において、侵入木や通常の成長が見込めない若しくは形質の悪い植栽樹種などを除去し、植栽木の健全な成長を図るため、森林の状況に応じて適時適切に行うこととします。植栽樹種以外であっても、その生育状況、森林の有する公益的機能の発揮及び将来の利用価値等を勘案し、有用なものは保残し育成の対象とすることとします。

(3) つる伐り

つる切りは、育成の対象となる林木の成長を促すため、樹幹に巻き付いたつる類を切って取り除くものとします。除伐と合わせて行うことを基本とし、つる類の繁茂の状況に応じて実施します。

なお、主要樹種ごとの標準的な保育の時期等については、次表のとおりとします。

【主要樹種ごとの標準的な保育の時期】

樹 種	植栽 時期	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
カラマツ	春	←→									
	秋	←→									
トドマツ	春	←→									
	秋	←→									
スギ	春	←→									
	秋	←→									
アカエゾマツ	春	←→									
	秋	←→									

樹 種	植栽 時期	1	1 2	1 3	1 4	1 5	1 6	1 7	1 8	1 9	2 0
カラマツ	春		△								
	秋		△								
トドマツ	春	△									
	秋	△									
スギ	春		△								
	秋		△								
アカエゾマツ	春		△								
	秋			△		△					

注1) カラマツには、グイマツとの交配種及びグイマツを含む。

注2) ⇄：下刈 △：つる切り、除伐

注3) 下刈りは、現地の状況に応じて省略や隔年での実施、早期の終了を図るとともに、年2回の下刈りは植栽木と下層植生の競合状態等を把握した上で、必要な場合のみ実施する

3 その他必要な事項

森林の健全性を確保し、利用価値の向上を図るため、適切な間伐及び保育を実施するものとします。

特に、枝打ちについては、生産目標及び立木の生育状況に応じて、適切な時期及び枝打ち高により積極的に行うものとします。

また、保育コストの低減を図るため、緩傾斜地など機械での作業に適した条件にある森林については、高性能林業機械の導入や列状間伐を検討するものとします。

林地崩壊や流木被害のおそれがある地域については、次の事項に留意して森林施業を行い、間伐の推進に努めるものとします。

- 1) 間伐や枝打ち等の保育を積極的に行い、下層植生の繁茂や樹根の生育を促し表土の安定を図るものとします。
- 2) 間伐等による伐倒木や林地残材のうち、河川に流出するおそれのあるものについては、極力林外へ搬出するなど適切に処理するものとします。
- 3) トドマツについては、間伐作業等の外的要因による損傷を受けやすく、溝腐病等に冒されるおそれがあることから、間伐回数や伐期の調整を図るなど、林分ごとの施業方法に配慮するものとします。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林等の区域及び当該区域における施業の方法

公益的機能別施業森林は、森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るための施業を積極的かつ計画的に推進すべき森林で、その区域及び当該区域内における森林施業の方法は次のとおりです。

(1) 水源^{かん}涵養^{かん}の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（水源涵養林）

1) 区域の設定

水源かん養保安林や干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養機能の評価区分が高い森林など水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1のとおり定めます。

2) 森林施業の方法

森林施業の方法として、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとし、当該森林施業を推進すべき森林を別表2のとおり定めます。

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能、快適な環境の形成すべき森林その他水源涵養機能維持林以外の森林

1) 区域の設定

ア 土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能の維持増進を図る森林

（山地災害防止林）

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林や、砂防指定地周辺、山地災害危険地区、その他山地災害の発生により、人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、その他山地災害防止/土壌保全機能の評価区分が高い森林など、山地災害防止機能及び土壌保全機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。

イ 快適な環境の形成の機能の維持増進を図る森林

（生活環境保全林）

飛砂防備保安林、潮害防備保安林、風害防備保安林、雪害防備保安林、霧害防備保安林、防火保安林や騒音・粉塵等の影響を緩和する森林、その他快適環境形成機能の評価区分が高い森林など、快適な環境の形成機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。

ウ 保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の維持増進を図る森林

（保健・文化機能等維持林）

保健保安林、風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名称天然記念物に係る森林、キャンプ場、森林公園等の施設を伴う森林、史跡等と一体となりすぐれた自然景観等を形成する森林、その他保健文化機能の評価区分が高い森林など、保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。

2) 森林施業の方法

地形、地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地の縮小並びに回避を図るとともに、天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業の推進を図ることとし、当該森林施業を推進すべき森林を別表2のとおり定めます。

このうち、1)のア～ウに掲げる公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定め、それ以外の森林については、択伐以外の方法による複層林施業を推進すべき森林として定めます。

また、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐の時期を標準伐期齢の概ね2倍以上とし、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ります。

なお、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に、地域独自の景観等が求められる森林においては、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行う森林として定めます。

区域の設定の基準及び森林施業の方法に関する指針
【共通ゾーニング】

森林の区域	区域の設定の基準	森林施業の方法に関する指針
水源涵養林	水源涵養機能の高度発揮が求められている森林を基本とし、水源かん養保安林及び干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地域周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養機能の評価区分が高い森林など水源の涵養の機能の維持増進を図る森林について、集水区域等の森林の立地条件、林況、地域の要請を踏まえた上で林班単位等で面的に定める。	下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の延長、伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散を図る。
山地災害防止林	山地災害防止機能/土壌保全機能の高度発揮が求められている森林を基本とし、土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、なだれ防止保安林及び落石防止保安林、砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、山地災害防止/土壌保全機能の評価区分が高い森林について、それぞれの森林の立地条件、林況、地域の要請を踏まえた上で林小班単位で定める。	伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散を図るとともに、急傾斜地等に位置し、機能を高度に発揮させる必要のある森林については択伐による複層林施業を行うこととし、それ以外の森林については択伐以外の方法による複層林施業を行うこととする。 また、一部を皆伐しても、適切な伐区の形状・配置等により機能の確保が可能な場合には、長伐期施業(注)を推進すべき森林とした上で、一部を皆伐することを可能とする。
生活環境保全林	快適環境形成機能の高度発揮が求められている森林を基本とし、飛砂防備保安林、潮害防備保安林、防風保安林、防雪保安林、防霧保安林及び防火保安林、道民の日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林、快適環境形成機能の評価区分が高い森林について、それぞれの森林の立地条件、林況、地域の要請を踏まえた上で林小班単位で定める。	伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散を図るとともに、林帯の幅が狭小な防風林等、面的な伐採により機能を発揮できなくなるおそれのある森林については択伐による複層林施業を行うこととし、それ以外の森林については複層林施業を行うこととする。 また、一部を皆伐しても、適切な伐区の形状・配置等により機能の確保が可能な場合には、長伐期施業(注)を推進すべき森林とした上で、一部を皆伐することを可能とする。
保健・文化機能等維持林	保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の高度発揮が求められている森林を基本とし、保健保安林及び風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの道民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林など、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全機能の評価区分が高い森林について、それぞれの森林に立地条件、林況、地域の要請を踏まえた上、林小班単位で定める。	伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散を図るとともに、特に機能の発揮が求められる森林については択伐による複層林施業を行うこととし、それ以外の森林については複層林施業を行うこととする。 また、一部を皆伐しても、適切な伐区の形状・配置等により機能の確保が可能な場合には、長伐期施業(注)を推進すべき森林とした上で、一部を皆伐することを可能とする。 なお、地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の種々の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な森林については、特定広葉樹育成施業を推進すべき森林として定めることとする。

(注) 長伐期施業とは、標準伐期齢のおおむね2倍に相当する林齢を超える林齢において主伐を行う森林施業をいいます。

【上乘せゾーニング(注1)】

森林の区域	区域の設定の基準	森林施業の方法に関する指針
水資源保全ゾーン	水源涵養林のうち、属地的に水源涵養機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、水道取水施設等の集水域及びその周辺において、市町村が特に水質保全上重要で伐採の方法等を制限する必要があると認める森林について、それぞれの森林の立地条件、地域の要請を踏まえ、特に北海道水資源の保全に関する条例(平成24年北海道条例第9号)第17条の規定に基づく水資源保全地域に指定される森林について、別表1のとおり定める。	伐採面積の縮小(注2)及び伐採箇所の分散化に努めるものとし、水質への影響を最小限に抑えるため、伐採、造林及び搬出を冬季間に行うなど、時期や搬出方法等に留意するとともに、集材路等へ水切りを設置するなど降雨等により河川に土砂が流出しないよう、きめ細かな配慮を行うこととする。
生物多様性ゾーン	水辺林タイプ 保健・文化機能等維持林のうち、属地的に生物多様性保全機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、中でも生物多様性への配慮が求められる水辺林、周囲からの土砂や濁水等の流入により生態系に影響を与える恐れのある水辺林、地域で生物多様性の維持増進に取り組んでいる水辺林等、市町村が特に保全が必要と認める水辺林について、河川の両岸・湖沼周辺20m以上の区域を小班単位又は小班の一部について別表1もとおり定める。	伐採方法は択伐とし、作業路・集材路は極力既設路線の使用に努め、集材路や重機の使用にあたっては土砂流出等を最小限に抑えるようきめ細かな配慮を行うなど、伐採及び造林に伴う地表攪乱を最小限に抑えることとする。
	保護地区タイプ 保健・文化機能等維持林のうち、属地的に生物多様性保全機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、他の法令や計画等により既に保護地区として設定されている森林のほか、市町村が特に保護地域として保全が必要と認める森林について林小班単位で別表1のとおり定める。	伐採方法は択伐とし、伐採等による環境変化を最小限に抑えることを最優先し、森林の保護を図ることとする。

(注1) 上乘せゾーニングとは、北海道の森林・林業の現状や課題、地域の特性やニーズ等により、共通ゾーニングの中において、目指す姿や施業の方法などをよりきめ細かく定めるために設定されたゾーニングです。

(注2) 皆伐を行う場合の面積の上限は、原則として10haを下限として市町村森林整備計画で定めることとします。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林など、木材の生産機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。このうち、林地生産力や傾斜等の自然条件、林道等や集落からの距離等の社会的条件を勘案し、森林の一体性を踏まえつつ、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域を定めることとします。

なお、公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域については、重複を認めるものとします。

区域の設定の基準及び森林施業の方法に関する指針

森林の区域	区域の設定の基準	森林施業の方法に関する指針
木材等生産林	林木の生育に適した森林、路網の整備状況等から効率的な施業が可能な森林など、木材生産機能の評価区分が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について、林小班単位で定める。	木材等の生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。
特に効率的な施業が可能な森林	上記を踏まえ、かつ、人工林を中心とした林分構成であり、傾斜が比較的緩やかで路網からの距離が近い森林。	上記に加え、伐採後は、原則、植栽による更新を行う。

(2) 森林施業の方法

木材等生産機能の維持増進を図る森林については、森林の有する公益的機能の発揮に留意しつつ、路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとし、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材などの生産が可能となる資源構成となるよう、計画的な主伐と植栽による確実な更新に努めます。特に効率的な森林施業が可能な森林の区域のうち人工林においては、原則として植栽による更新を行うこととします。

なお、木材等生産林においては、製材等の一般材生産を目標とし、主伐時期については、木材等資源の効率的な循環・利用を考慮して伐採時期の多様化を図るなど木材の利用目的に応じた時期で伐採することとし、人工林の主要な樹種の標準的な主伐時期については次表を目安として定めることとします。

樹 種	主伐時期	仕立て方法	(参考) 主伐時期の平均直径
カラマツ (グイマツとの交配種を含む)	60年	中庸仕立て	30cm
トドマツ	50年	中庸仕立て	30cm
スギ	70年	密仕立て	36cm
アカエゾマツ	70年	中庸仕立て	30cm

3 その他必要な事項

1 水資源保全ゾーン

(1) 区域の設定

水源涵養林のうち、属地的に水源涵養機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、水道取水施設等の集水域及びその周辺において、特に水質保全上重要で伐採の方法等を制限する必要があると認める森林について、それぞれの森林の自然的条件及び社会的条件、地域の要請を踏まえ、林小班単位で定めます。

特に北海道水資源の保全に関する条例（平成24年北海道条例第9号）第17条の規定に基づく水資源保全地域に指定される森林について、別表1のとおり定めます。

(2) 森林施業の方法

(1)の水資源涵養林における森林施業を基本としますが、更なる伐採面積の縮小及び分散化に努めることとし、森林経営計画の実施基準として伐採面積の規模の縮小を行うべき森林を別表2のとおり定めます。

また、特に急傾斜地等土砂の崩壊又は流出するおそれのある森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として別表2のとおり定めます。

施業の実施に当たっては、水質への影響を最小限に抑えるため、伐採、造材及び搬出を冬期間に行うなど、時期や搬出方法等に留意するとともに、集材路等へ水切りを設置するなど降雨等により河川に土砂が流出しないよう、きめ細かな配慮を行うこととします。

伐採跡地については早期に確実な更新を図るものとします。

2 生物多様性ゾーン（水辺林タイプ）

（1）区域の設定

保健・文化機能等維持林のうち、属地的に生物多様性保全機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、中でも生物多様性への配慮が求められる水辺林、周囲からの土砂や濁水等の流入により生態系に影響を与える恐れのある水辺林、地域で生物多様性の維持増進に取り組んでいる水辺林等、特に保全が必要と認める水辺林について、河川の両岸・湖沼周辺から原則20m以上の区域を小班単位又は小班の一部について、別表1のとおり定めます。

（2）森林施業の方法

（1）の保健・文化機能等維持林における森林施業を基本とし、択伐による複層林施業を推進すべき森林として別表2のとおり定めます。

施業の実施にあたっては、作業路・集材路は極力既設路線の使用に努め、集材路や重機の使用にあたっては土砂流出等を最小限に抑えるようきめ細かな配慮を行うなど、伐採及び造材に伴う地表攪乱を最小限に抑えることとします。

3 生物多様性ゾーン（保護地域タイプ）

（1）区域の設定

保健・文化機能等維持林のうち、属地的に生物多様性保全機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、他の法令や計画等により既に保護地区として設定されている森林のほか、市町村が特に保護地域として保全が必要と認める森林について林小班単位で、別表1のとおり定めます。

（2）森林施業の方法

（1）の保健・文化機能等維持林における森林施業の基本とし、択伐による複層林施業を推進すべき森林として別表2のとおり定めます。

また、伐採等による環境変化を最小限に抑えることを優先し、森林の保護を図ることとします。

4 施業実施協定の締結の促進方法

「該当なし」

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

小規模な森林所有者形態や林業従事者の高齢化等の課題を克服し、低コストで効率的な森林整備を進めるとともに、安定的、効率的に木材を供給できる体制を整備するため、森林所有者、町及び国有林等、流域を単位とした関係者の合意形成を図りながら、委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化、林業従事者の養成及び確保、道産木材の流通・加工体制の整備等について、計画的かつ総合的に推進するものとします。

なお、森林施業の合理化に関する事項の推進に当たっては、地域の関係者が連携し、森林施業や林業経営の合理化・効率化、地域のエネルギー資源としての木質バイオマス利用の可能性等を含めた木材需要の動向と見通しなど、効率的な森林整備や安定的な木材供給を図るうえでの課題や目標等を明確にしつつ取り組むものとします。

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

当町における一般民有林の7.4%を占める林家等の森林所有者は、5ha未満の小規模所有者です。また、町内の一般民有林のうち、38%はトドマツ等の人工林であり、間伐や主伐の対象となることから、施業の集約化による施業コストの低減と木材の安定供給を図る必要があります。このため、森林組合等を中心に森林経営の受託や林地流動化の促進により、森林経営の規模拡大を促進します。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等については、森林所有者等への働きかけ、施業集約化に向けた長期の施業の受委託など森林の経営の受委託に必要な情報の入手方法の周知をはじめとした普及啓発活動のほか、森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、意欲ある森林所有者・森林組合・民間事業者への長期の施業等の委託を進めるとともに、林業経営の委託へ

の転換を目指すものとします。その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及及び定着を促進します。

併せて、今後、間伐等の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、航空レーザ測量等により整備した森林資源情報の公開を促進し、面的な集約化や境界の整備など森林管理の適正化を図るものとします。

森林施業の共同化を促進するためには、森林所有者間の合意形成を図ることが必要です。このため、市町村及び森林組合等による地域協議会等を開催するとともに、普及啓発活動を展開することにより、合意形成を図るものとします。

また、共同化をより進めるため、森林施業の共同実施及び作業路網の維持管理等を内容とする施業実施協定の締結の促進を図るものとします。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林の施業又は経営の受託を実施する際には、受託者である森林組合・林業事業体と委託者である森林所有者が森林経営受委託契約を締結することとします。

なお、森林経営受委託契約においては、森林経営計画の計画期間内（５ヶ年間）において、自ら森林の経営を行うことができるよう造林、保育及び伐採に必要な育成権等が付与されるようにすることに加えて、森林経営計画が施業の行う森林のみならず、当面の施業を必要としない森林に対する保護も含めた計画となるよう委託事項を適切に設定することに留意するほか、森林経営計画の実行・管理に必要な路網の設置及び維持運営に必要な権原や、森林整備に要する支出の関係を明確化するための条項を適切に設定することに留意します。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため、市町村を介して林業経営の意欲の低い小規模零細な森林所有者の経営を意欲と能力のある林業経営者につなぐことで林業経営の集積・集約化を図るとともに、経済的に成り立たない森林については、町が自ら経営管理を行うことができるように図るなど、森林経営管理制度の活用に努めることとします。

なお、意向調査については森林調査簿や林地台帳を基に、経営管理が行われていないと思われる森林を対象として、実施するよう努めるものとします。

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

森林施業の共同化を促進するためには、森林所有者間の合意形成を図ることが必要です。このため、町及び森林組合等による地域懇談会等を開催するとともに、普及啓発活動を展開することにより、合意形成を図るものとします。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

森林法第10条の11の8第1項で規定される施業実施協定の締結の促進を図り、森林施業の共同実施及び作業路網の維持管理等について森林施業の共同化をより確実に進めます。

また、NPO法人等が、森林整備ボランティアを実施している箇所については、森林法第10条の11の8第2項の協定締結の促進を図り、NPO法人等のボランティア活動の場の確保を図るとともに、一定基準以上の森林施業の質の確保と、確実な実施を確保します。

3 共同して森林施業を実施する上での留意すべき事項

- (1) 共同森林施業実施者は、一体として効率的に施業を実施するために必要な作業、土場、作業場等の施設設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にすること。
- (2) 共同森林施業実施者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供、林業事業体等への共同による施業委託、種苗その他共同購入等共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明確にすること。
- (3) 共同施業実施者の一人が上記により明確にした事項について遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は森林施業の共同実施の実効性が損なわれないよう、あらかじめ、施業の共同実施の実効性を担保するための措置について明確にすること。

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

(1) 路網密度の水準

効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム並びに作業路網等整備とあわせて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

路網密度の水準及び作業システム等

効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準について、次のとおり定めます。

【効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準】

単位 路網密度：m/ha

区 分	作業システム	路網密度	
			基幹路網
緩傾斜地（0°～15°）	車両系作業システム	110以上	35以上
中傾斜地（15°～30°）	車両系作業システム	85以上	25以上
急傾斜地（30°～）	架線系作業システム	20<15>以上	20<15>以上

注) 1「車両系作業システム」とは、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。グラップル、ウィンチ、フォワーダ等を活用。

2「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤダ等を活用。

3「急傾斜地」の<>書きは、広葉樹の導入による針広混交化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度。

なお、本表は、木材搬出予定箇所で路網を整備する際の目安として適用するものであり、施業を行わない箇所、伐採・搬出を伴わない施業（造林、保育）を行う箇所に適用するものではありません。

(2) 作業システムに関する基本的な考え方

作業システムについては、間伐等の素材生産の低コスト化、高効率化を図るためには、高性能林業機械の性能を最大限に発揮させることを主眼とした労働生産性の向上が不可欠となります。このためには、機械の性能に応じ一定規模以上の事業量の確保や、機械作業に適合した高密度の路網、工程全体を通じて生産性が高まるような人員や機械の配置など、地域においてそれらを総合的に組み合わせた低コスト作業システムを構築していく必要があります。特に作業全体の効率性を左右する木寄せ・集材工程の効率化を図ることが重要であることから、次の表を目安として主にグラップル、フォワーダ等の車両系林業機械に適合させる形で、輸送距離や輸送量を勘案し、路網をそれぞれの役割に応じて組み合わせ、傾斜等に応じた密度により適切に配置することとします。

次を目安として、効率的な作業システムの実現に向けて現場の作業条件等に応じた適切な方法を選択することとします。

傾斜区分	伐 倒	集材《木寄せ》	造 林	巻立て
急傾斜 (30°)	チェーンソー	スイングヤーダ 【全幹集材】	チェーンソー	グラップルローダ
			ハーベスタ・プロセッサ	(ハーベスタ・プロセッサ)
中傾斜 (15°～30°)	チェーンソー	トラクタ【全木集材】 《グラップルローダ》	ハーベスタ・プロセッサ	グラップルローダ
				(ハーベスタ・プロセッサ)
緩傾斜 (0°～15°)	フェラーバンチャー	トラクタ【全木集材】 《グラップルローダ》	ハーベスタ・プロセッサ	グラップルローダ
	フェラーバンチャー	スキッド【全木集材】	ハーベスタ・プロセッサ	グラップルローダ
				(ハーベスタ・プロセッサ)
	ハーベスタ	トラクタ【全幹集材】 《グラップルローダ》	ハーベスタ	グラップルローダ
				(ハーベスタ)
	ハーベスタ	フォワーダ【短幹集材】	(ハーベスタ)	(フォワーダ)

※ () は、前工程に引き続き同一機種により実施する工程について記載。

※ 【】 は、集材方法

※ 集材《木寄せ》工程において、グラップルローダ（全幹）を集材に活用している事例がある

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

作業路網の整備と併せて、効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）を次のとおり設定します。

路網整備等推進区域名	面積	路線	延長	対図番号	備考
宮野地区（１００２林班）	283.00ha	ヌタツ線	2, 565m	①	専用道
二俣地区（５６林班）	113.00ha	二俣３号線	1, 620m	②	規格相当
共和地区（６３・６４林班）	159.00ha	共和線	2, 536m	③	専用道

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

a 基幹路網の作設にかかる留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の林道の整備を図る観点等から、林道規程（昭和４８年４月１日付け林野道第１０７号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成２２年９月４日付け林整備第６０２号林野庁長官通知）を基本として、道が定める林業専用道作設指針（平成２３年３月３１日付け森整第１２１９号北海道水産林務部長通）に則り開設します。

b 基幹路網の整備計画

林道を含む基幹路網の開設・拡張計画は次のとおりです。

なお、基幹路網の開設にあたっては、自然条件や社会的条件が良好であり、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進することとします。

開設／拡張	種類	区分	位置 (林班等)	路線名	延長 (km) 及び 箇所数	利用区 域面積 (ha)	前半５カ 年の計画 箇所	対図 番号	備考
開設	自動車道			花歌	1			1	
〃	〃			本陣花歌	1			2	
〃	〃			金ヶ沢	1			3	
〃	〃			トンケ丸山	1			4	
〃	〃	林業専用道		小川共和	(1.8) 1	47	○	5	起点：せたな町北檜山区共和
〃	〃	〃		宮野峠	(1.0) 1	23	○	6	起点：せたな町大成区宮野 終点：せたな町大成区宮野
	合計				(2.8) 6				
拡張	自動車道（改良）			学林沢	1			7	法面保全
〃	〃			富里二俣	1			8	法面保全
〃	〃			小川山越	1			9	法面保全
〃	〃			トンケ沢	1			10	法面保全
〃	〃			松岡	1			11	法面保全
〃	〃			良瑠石	1			12	法面保全
〃	〃			賀老	1			13	法面保全
〃	〃			〃	1			14	局部改良
〃	〃			小川信香台	1			15	法面保全
〃	〃			長浜	1			17	橋りょう改良
	合計				10				

(2) 細部路網に関すること

a 細部路網の作設に関する留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、林道との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から、森林作業道作設指針（平成22年11月17日付け林整第656号林野庁長官通知）を基本として、道が定める森林作業道作設指針（平成23年3月31日付け森整第1219号北海道水産林務部長通知）に則り開設します。

(3) 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領（平成14年3月29日付け林整整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について（平成8年5月16日付け林野基第158号林野庁長官通知）」等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理する。

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

森林の整備及び保全に不可欠な林業労働力を安定的に確保するためには、就労相談から定着支援までの一貫した取組が必要です。

このため、労働条件の改善に努めるとともに、就労環境や、各種支援、助成制度、就労に欠かせない住宅などの生活基盤等の情報を地域の情報誌やインターネット等を活用し発信するなどU・I・ターンによる新規就労者をはじめ、北海道立北の森づくり専門学院（北森カレッジ）等で学ぶ生徒など林業就労に意欲を有する若年層の林業従事者の確保を図ります。また、その受け皿となる林業事業体の経営体質強化を推進し、林業従事者の裾野の拡大、女性等の活躍・定着に取り組めます。

森林施業の共同化を促進するためには、森林所有者間の合意形成を図ることが必要です。このため、町及び森林組合等による地域懇談会等を開催するとともに、普及啓発活動を展開することにより、合意形成を図るものとします。

(1) 人材の育成・確保

林業労働者の育成の課題は、林業経営の安定と経済性の向上を図り、山づくりへの意欲を起こさせることと、働く者にとって他産業と同等以上の雇用条件を図ることが重要です。

また、新規の森林所有者、若手林業後継者及び林業グループに対し、経営手法や技術の普及指導を図り、後継者等が安定して林業経営を維持できるようにします。

- 1) 森林組合の体質を改善し協同組合としての機能を十分発揮できるよう育成強化します。
- 2) 道内外の木材市況の動向把握に努め、情報を提供するとともに、木材消費の開拓について町としても検討することとし、林業経営の魅力を高めるようにすることとします。
- 3) 各種林業補助施策の導入について検討することにより、林業の活性化と林業従事者の生活環境の整備を図るとともに、林業技術等の啓発、普及及び後継者の育成に努めることとします。

(2) 林業事業体の経営体質強化

年間を通じた林業従事者の就労を確保するため、林業事業体における森林整備事業の掘り起こしや、林業経営コンサルタントなど、経営の多角化や協業化、合併等による広域化を進め、経営の体質強化、高度化を促進するものとします。

特に地域の森林における森林整備の中心的な担い手や、山村地域の雇用の受け皿として、重要な役割を担う森林組合の経営基盤の強化が必要であるため、組織体制の充実や、事業活動の強化、合併の推進などを図り、地域の中核となる森林組合の育成に努めるものとします。

また、未利用材を有効活用した製品の開発、提供や森林見学ツアーなどの森林空間を活用した森林関連ビジネスを支援するものとします。

さらに、北海道において、森林整備等を行う林業事業体の基本的情報等を登録し、公表する「北海道林業事業体登録制度」が実施されたことから、本町においても森林整備等を実施するにあたり登録林業事業体を活用するなどにより、適切な森林施業の実施と労働安全衛生管理に努める事業体の育成に取り組むこととします。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

本町の森林の人工林は7齢級以下と以上が混在しており、保育、間伐等の森林施業が最も必要な時期となっている林分もあります。また、今後においては主伐期を迎える人工林が徐々に増加する傾向にあります。しかし、林家の経営は零細で、かつ、林道等の基盤整備が十分でないことなどから機械化の遅れは顕著です。

また、林業就労者の減少及び高齢化の傾向の中、生産性の向上、労働強度の軽減及び生産コストの低下を図るためには林業機械化は必要不可欠であり、傾斜地の多い地形条件や樹種等に対応した機械化は重要な課題となっています。

このようなことから、高性能機械を主体とする林業機械の導入目標を次のとおりとし、林業における安全性の確保及び生産コストの低減を推進することとします。

(1) 高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類		現 状（参考）	将 来
伐 採		チェーンソー	チェーンソー
造 材		チェーンソー	プロセッサ
集 材		トラクター	スキッド・タワーヤーダー
造 林 保育等	地拵、下刈	刈払機	刈払機
	枝 打	ナタ・鋸・枝打機	ナタ・鋸・枝打機

(2) 林業機械化の促進方法

林業機械の導入に関する方策は、次のとおりとします。

林業就労者の減少及び高齢化の傾向の中で、生産性の向上、労働強度の軽減及び生産コストの低下を図るためには林業機械化は必要不可欠であり、傾斜地の多い地形条件に対応した機械化は重要な課題となっています。このようなことから、高性能機械を主体とする林業機械の導入を促進し、林業における安全性の確保及び生産コストの低減を推進することとします。

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

本町に素材の加工施設は、現在なく、近隣の加工施設に依存している状況にあります。

しかし、標準伐期齢の主伐期を向かえる人工林が全体の29%占めている状況にあり、木材の計画的な流通に関する施策を早急に講じる必要があり検討します。

また、令和5年に改正された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48）に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を着実に進めることとします。

4 その他必要な事項

森林整備及び保全においては、地域住民の多様なニーズに応じた森林整備及び保全を森林所有者等の理解と協力の下に計画的に進めます。

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

エゾシカによる森林の被害状況等に応じ、被害防止するため措置を実施すべき森林の区域及び当該区域内におけるエゾシカ被害防止の方法について、次のとおり定めます。

(1) 区域の設定

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）に基づき、エゾシカによる森林被害の状況等を把握できる全国共通のデータ及び、エゾシカ被害マップデータ等に基づき、食害や剥皮等の被害がある森林又はそれら被害がある森林の周辺に位置し被害発生のおそれがあるなど、エゾシカによる被害を防止するための措置を実施すべき森林を林班単位で下記の表のとおり定めます。

また、区域は必要に応じ、試験研究機関の論文等の文献、森林における各種調査、地域住民等からの情報その他、エゾシカによる森林被害又は生息情報により補正することとします。

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積（h a）
エゾシカ	1・2・3・4・5・6・8・9・10・11・ 12・13・14・15・17・18・19・20・21・22・ 23・24・25・26・27・32・33・34・35・36・ 37・41・42・43・44・45・46・47・48・49・ 50・51・52・53・56・57・58・59・60・67・ 68・71・72・73・74・76・79・80・81・82・ 1001・1002・1009・1019・1020・1021・1022・ 1023・1024・2006・2010・2014・2020・2021・ 2022・2023・2024・2025・2026	8,198.64

（２）鳥獣害の防止の方法

森林の的確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、次のとおり、エゾシカによる被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、次のア又はイに掲げるエゾシカ防止対策を地域の実情に応じ単独で又は組み合わせ推進するとともに被害防止対策については、特に人工植栽が予定されている森林を中心に推進することとします。

なお、アに掲げる防護柵については改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るよう努めるとともに、エゾシカ防止対策の実施に当たっては鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整することとします。（関連計画：北海道エゾシカ管理計画、鳥獣被害防止計画）

特に、生息密度が高い地域においては巡回などにより被害状況等森林の状態を的確に把握し、被害が発生し、又はそのおそれのある森林については森林組合、林業事業体等の関係機関と連携し、適切な鳥獣害防止対策を早期に行うよう努めることとします。

ア 植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、忌避剤散布や幼齢木保護具の設置、枝条巻き、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリング・巡視等を実施します。

イ 捕獲

わな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）誘引狙撃等の銃器による捕獲等を実施します。

２ その他必要な事項

鳥獣害防止森林区域においては、エゾシカの被害防止対策が適切に実施されているかどうかを現地調査や各種会議での情報交換、林業事業体や森林所有者等からの情報収集等を行うこと等により確認することとします。

また、食害の生じるおそれがある地域については、造林樹種の選定にあたりアカエゾマツ等の嗜好性の低い樹種の植栽を検討することとします。

第２ 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

１ 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

（１）森林病虫害等の駆除及び予防の方法

森林病虫害等の駆除及び予防については、被害の未然防止や早期発見に努め、当該病虫害等の種類や被害の程度に応じ、薬剤の散布、被害木等の伐倒・整理など適切な方法により防除を行うものとします。

特に、カシノナガキクイムシによるナラ枯れ被害については、せたな町では確認されていませんが、渡島檜山森林計画区において確認され、拡大しています。今後急速に拡大した場合、ナラ類資源の保続に大きな影響を与えるおそれがあることから、被害木を早期発見するため、関係機関が連携して巡視活動を行うとともに、森林所有者や地域住民の協力が得られるよう普及啓発に努めることとします。

さらに、被害地の近隣での未然防止に努めるとともに、被害木が発見された場合には、被害発生地の状況を考慮した上で適切に処理を行うなど、関係機関が連携してナラ枯れ被害の拡大防止に努めることとします。

なお、森林病虫害等のまん延のために緊急に伐倒駆除する必要性が生じた場合等については、伐採の促進に関する指導等を行うことがあります。

(2) その他

森林病虫害等の被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除などにあたっては、当町や松山振興局、森林組合、試験研究機関、森林所有者ほか関係者が連携し、被害の程度に応じた対応をすることとする。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

- ア エゾヤチネズミによる食害の発生を防ぐため、カラマツ植栽地においてはネズミの生息場所となる枝条のたい積を避けるとともに、可能な場合は耐鼠性の高い樹種を植栽する等の対策を行います。また、ネズミの発生動向も踏まえ、必要に応じて殺鼠剤の散布や防鼠溝の設置等の対策を実施することとします。
- イ 鳥獣害防止森林区域外のエゾシカ及びその他の野生鳥獣による被害については、その早期発見に努めるとともに、試験研究機関等と連携し、発生原因の究明及び防除技術の開発等を行い早期防除に努めることとします。
- ウ 森林の保護に当たっては、森林組合、林業事業体等の関係機関及び地域住民との一層の協力のもとに、必要に応じて、野生鳥獣の生息環境となる針広混交の育成複層林や天然生林に誘導する等、野生鳥獣との共存に配慮した対策を適切に推進することとします。

3 林野火災の予防の方法

山火事等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、森林巡視、山火事警防等を適時適切に実施するとともに、防火線、防火樹帯等の整備を推進することとします。

また、春先の乾燥時期には森林巡視を強化するほか、森林の保護及び管理を要する重点地域を設け、効果的な防火線・防火道等の整備や保護標識、消火器格納庫等の施設を設置するものとします。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

せたな町森林の火入れに関する条例を遵守すること。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

森林の区域	備考
・せたな町内全域	カシノナガキクイムシ被害対策のための伐採に適用

(2) その他

- 1) 気象害については、過去の被害事例を参考に保護樹帯を設けるなどの防止対策に努めます。
- 2) 森林の巡視に当たっては、民有林の中で、森林レクリエーションのための利活用者が特に多く、山火事等の森林被害が多発するおそれのある地域を重点的に実施することとし、特に、森林法違反行為の未然防止、山火事の防止、森林の産物の盗採等の防止、森林被害の早期発見等を重点的な点検事項とします。
- また、自然公園や自然環境保全地域、鳥獣保護区等の区域、貴重な野生生物の生息・生育地域、盗採等の違反行為のおそれがある地域、主要な展望地や園地など利用者の入り込みが多い地域、山火事等の発生が懸念される地域等においては、自然保護監視員、鳥獣保護員、林業関係者等が相互に連携して、巡視活動並びに利用者への指導を行うものとします。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

森林の保健機能の増進に関する特別措置法第3条に基づいて定める保健機能森林について、保健文化機能を高度に発揮させることが必要であると認められる森林のうち、森林の現況、森林所有者の意向、地域の実情、利用者の動向、交通手段等基盤整備の状況及び整備の見通し、森林施業の担い手となる森林組合等の存在等からみて、適切な配置となるよう次の区域を設定するものとします。

なお、次の森林については、保健機能の増進を図るための森林の区域に含めないものとします。

(1) 原生自然環境保全地域、自然環境保全地域及び道自然環境保全地域特別地区内の森林

- (2) 森林保健施設に該当しない施設の設置が見込まれる森林
 (3) 既存の開発行為に係る事業区域内に森林として残地もしくは造成された森林

1 保健機能森林の区域

森林の所在		森林の林種別面積 (h a)					備 考
位 置	林 小 班	合 計	人工林	天然林	無立木地	その他	
瀬棚区 西大里	2012 林班 47・48・52・60 小班	12.76	0.80	11.96	0	0	

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他施業の方法に関する事項

優れた風致・景観の維持、裸地化の回避による森林の有する公益的機能の増進を図るため、択伐による育成複層林施業や広葉樹を育成するための施業等を推進します。

また、快適な森林環境の維持、利用の利便性に配慮して、間伐、除伐等の保育を積極的に行うものとします。

施業の区分	施 業 の 方 法
伐採の方法	択伐を原則とします。
造林の方法	伐採後は、速やかに植栽又は更新作業を行うこととし、2年以内に更新を完了するものとします。 植栽は景観を維持向上するカエデ類を中心とした広葉樹を育成し出来るだけ多様な樹種構成となるよう配慮するものとします。
保育の方法	当該森林は、森林と人との共生林地区であり、特定広葉樹育成施業を推進すべき森林の保育方法に従い行うものとします。

3 保健機能森林の区域内における森林保健設置の整備に関する事項

- (1) 森林保健施設の整備
該当なし

- (2) 立木の期待平均樹高
立木の期待平均樹高は、整備しようとする建築物の高さを制限する時に使用する数値で、主要な樹種別に表のとおり定めます。

樹 種	期待平均樹高 (m)	備 考
カラマツ	18	
トドマツ	25	
その他	22	

4 その他必要な事項

保健機能森林の管理・運営、自然環境の保全、国土の保全等保健機能の整備に当たっては、森林の保全と両立した森林の保健機能の増進が図られるよう、防火体制及び防火施設の整備、交通の安全、円滑な確保に留意するものとします。

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林所有者等が森林経営計画を作成し、計画に基づいた施業を実施することは、当町森林整備計画の達成に寄与することにつながることから、森林所有者等に対する制度の周知、作成に係る支援などにより計画の作成を推進します。

森林経営計画の作成に当たっては、次の事項について適切に計画するものとします。

- 1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽が計画されていること。
- 2) 公益的機能別施業森林に応じた施業方法が計画されていること。
- 3) 森林の施業又は経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及び共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項を踏まえた計画であること。
- 4) 森林病害虫の駆除又は予防その他森林保護に関する事項を踏まえた計画であること。

(2) 森林法施行規則第33条第1項口の規定に基づく区域

区域名	林班	森林面積 (ha)
大成区	1001～1025	2,242.14

2 生活環境の整備に関する事項

該当なし

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

町民の憩いの場となる森林の整備に努め、森林の機能の学習の機会を提供し、森林施業への理解と施業の実施を推進するものとします。また、地域材の積極的な活用を目指して「地材地消」の取り組みを推進します。並びに、町内の民有林において取り組んでいる森林認証制度を活用し、地域材のブランド化を図るとともに、首都圏等への販路拡大を行い、地域振興に努めることとします。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

該当なし

5 「ゼロカーボン北海道」実現に向けた檜山地域の独自の取組について

檜山地域では、「ゼロカーボン北海道」の実現に貢献する森林づくりを推進するため自治体・民間事業者・団体等で構成された「ひやまゼロカーボンネットワーク」と情報提供を図りながら、地域の脱炭素化に向け気運の醸成を図るとともに、伐採後の着実な造林や間伐等を推進し、森林吸収量の減少を抑制または増加に転じさせます。

6 住民参加による森林の整備に関する事項

森林の整備・保全及び利用に係わる森林所有者及び事業者のみならず、森林の有する多面的機能の効用を享受している地域住民に対し、「木とふれあい、木に学び、木と生きる」を基本とする「木育」の取組みなどを通じて、森林の整備・保全及び利用に関する理解の促進に努めるものとします。

(1) 地域住民参加による取組に関する事項

森林に対する住民ニーズは高度・多様化しており、住民の理解と協力の下、地域住民や都市住民のニーズに応えた多様な森林整備を推進していくことが必要である。

また、様々な体験活動を通じ森林と関わる形での森林利用への期待が高まっていることから、森林所有者等の理解を得ながら、開かれた森林を確保し、その整備を進めるとともに、森林環境教育や健康づくり等の森林利用を推進していくこととします。

また、小中学生及び漁協団体、町内会等の組織にも植樹祭に参加して頂き森林がもつ多面的

な機能や自然の大切さを実感し、ふるさとへの愛着を育みます。

(2) 上下流連携による取組に関する事項

町内の小中学生を対象に、自然の大切さとふるさとへの愛着を育むため教育課程に導入された「総合的な学習の時間」等を活用し、森林に関する学習機会の確保や森林について学ぶことができる場所の整備等、青少年の学習機会の確保に努めるものとします。

7 その他必要な事項

(1) 法令等により施業について制限を受けている森林の施業方法

該当する法令に基づいて施業を行い、制限林が重複して指定されている場合は、制限が強い方の施業方法に基づいて行うよう留意するものとします。

1) 保安林及び保安施設地区の区域内の森林

保安林及び保安施設地区の施業方法に係る一般的留意事項は、次のとおりとします。なお、保安林及び保安施設地区の施業方法については、個々に指定施業要件が定められているが、制限の決定及び立木伐採の許可等の処理は、保安林制度の一環として行われるので、留意することとします。

ア 主伐の方法

(ア) 伐採できる立木は、せたな町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとします。

(イ) 伐採の方法は、次の3区分とします。

- a 伐採方法の指定なし（皆伐を含む。）
- b 択伐（伐採区域内の立木を均等な割合で伐採するもの。）
- c 禁伐（全ての立木の伐採を禁止するもの。）

イ 伐採の限度

(ア) 皆伐面積の限度は、森林法施行令第4条の2第3項の規定に基づき公表される面積の範囲内とします。

(イ) 一箇所当たりの皆伐面積の限度は、次のとおり指定施業要件に定められているので、留意することとします。

- a 水源かん養保安林（ただし、急傾斜地の森林及び保安施設事業の施業地等の森林その他森林施業上これと同一の取り扱いをすることが適当と認められる森林限る。）については、20ヘクタール以下とします。
- b 土砂流出防備、飛砂防備、干害防備及び保健の各保安林については、10ヘクタール以下とします。
- c その他の保安林であって、当該森林の地形、気象、土壌等の状況を勘案し、特に保安機能の維持又は強化を図る必要があるものについては、20ヘクタール以下とします。

(ウ) 防風・防霧保安林については、標準伐期齢以上である部分を幅20m以上にわたり帯状に残存させなければなりません。

(エ) 択伐の限度は、当該森林の立木材積に択伐率を乗じて得られる材積を超えないものとします。

(オ) 初回の択伐率は、指定施業要件に定められている率とします。

また、2回目以降の択伐率は、伐採をしようとする当該森林の立木の材積から、前回の択伐直後の当該森林の立木の材積を減じて得た材積を、伐採しようとする当該森林の材積で除して算出し、この率が10分の3を超えるときは10分の3（指定施業要件で定められた条件を満たす場合には10分の4）とします。

指摘

ウ 特例

(ア) 伐期齢の特例の認められている保安林は、標準伐期齢に達していなくても伐採することができます。

(イ) 伐採方法についての特例は、択伐と定められている森林にあっては伐採指定なし、同じく禁伐と定められている森林にあっては択伐とします。

(ウ) 特例の有効期限は、当該特例の指定日から10年を超えないものとします。

エ 間伐の方法及び限度

- (ア) 間伐をすることのできる箇所は原則として、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。
 (イ) 間伐の限度は、当該森林の立木材積の100分の35を超えない範囲で、指定施業要件に定められた率とします。

オ 植栽の方法及び期間

- (ア) 伐採跡地への植栽は、当該箇所に指定施業要件として定められた樹種及び本数を均等に分布するように行わなければならない。
 (イ) 植栽は、伐採が終了した年度の翌年度の初日から起算して2年以内に行わなければならない。

2) 自然公園特別地域内における森林

自然公園特別地域内における施業方法については、次表の「特別地域内における制限」により行うものとします。

なお、立木の伐採等を行う場合は、国立公園及び国定公園にあっては、自然公園法の規定による許可が、道立自然公園にあっては、北海道立自然公園条例の規定による許可が必要となります。

【特別地域内における制限】

区 分	
特 別 保護区域	特別保護地区内の森林は、禁伐とします。
第 1 種 特別地域	(1) 第1種特別地域内の森林は、禁伐とする。 ただし、風致の維持に支障のない場合に限り単木択伐法を行うことができます。 (2) 単木択伐法は、次の規定により行います。 ア 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢に10年以上を加えて決定します。 イ 択伐率は、現在蓄積の10%以内とします。
第 2 種 特別地域	(1) 第2種特別地域内の森林の施業は、択伐法とします。 ただし、風致の維持に支障のない限り皆伐法によることができるものとします。 (2) 道路などの公園事業に係る施設、集団施設地区の周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除く。）は、原則として単木択伐法によるものとします。 (3) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢以上とします。 (4) 択伐率は、用材林においては現在蓄積の30%以内とし、薪炭林においては60%以内とします。 (5) 特に指定した風致木については、保有及び保護に努めることとします。 ①一伐区の面積は、2ヘクタール以内とします。 ただし、疎密度3より多くの保護木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合、伐区面積を増大することができます。 ②伐区は、更新後5年以上を経過しなければ連続して設定することはできません。この場合においても、伐区は努めて分散しなければなりません。
第 3 種 特別地域	(1) 第3種特別地域内の森林は、全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限は設けないものとします。

3) 砂防指定地内の森林

砂防指定地内の森林の施業は、砂防法第4条及び砂防法施行条例第3条の制限の範囲内で行うものとします。

立木の伐採に当たっては、治水砂防上影響を及ぼさないよう、原則、択伐とし、皆伐を行う場合は、面積が1ヘクタール未満となるよう留意するものとします。

4) 鳥獣保護区特別保護地区内の森林

鳥獣保護区特別保護地区内の森林施業は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第29条第7条の制限の範囲内で行うものとします。

立木の伐採に当たっての一般的な取扱いはおおのしきとおりとします。

- a 伐採の方法を制限しなければ鳥獣の生息、繁殖又は安全に支障があると認められるものについては、伐採種は択伐とし、その程度が特に著しいと認められるものについては禁伐とします。

その他の森林にあつては、伐採種を定めないものとします。

- b 地域森林計画の初年度以降5年間に於いて皆伐できる面積の限度は、当該特別保護地区内の皆伐区域面積を標準伐期齡に相当する数で除して得た面積の5倍とします。
- c 保護施設を設けた樹木及び鳥獣の保護繁殖上必要があると認められる特定の樹木は禁伐とします。

5) 史跡、名勝又は天然記念物の指定区域内の森林

史跡、名勝又は天然記念物の指定区域内の森林の施業は、文化財保護法第125条及び北海道文化財保護条例第35条の制限によるものとし、当該指定物件の現状変更又はその保存に影響を及ぼさないよう、原則、禁伐とします。

6) その他の制限林

その他の制限林における伐採方法については、次のとおりとします。

区 分	制 限 内 容
その他の制限林	(1) 原則、択伐とし、伐採率は蓄積の30%とします。 (2) 鳥獣保護区特別保護地区内の鳥獣の生息、繁殖又は安全に支障があると認められる森林については、択伐(その程度が著しいと認められるものについては禁伐)とします。 (3) 次の砂防指定地内の森林については、皆伐を行うことができます。 ① 伐採面積が1ha未満のもの。 ② 森林経営計画で皆伐として計画されたもの。 (4) 史跡、名勝又は天然記念物に指定されている区域(伝統的構造物群地区を除く。)においては、禁伐とします。

(2) 森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項

地域の特性に応じた具体的な施業の方法に関して、森林組合等の林業事業者、北海道指導林家や青年林業士など地域の関係者の合意形成を図り、適切な方法による間伐等の森林整備が進むよう道の指導機関と連携をより密にし、普及啓発、経営意欲の向上に努めることとします。